

上郡町糖尿病性腎症重症化予防対策業務 仕様書

1 業務名 上郡町糖尿病性腎症重症化予防対策業務

2 目的

本業務は、市町村国保ヘルスアップ事業を活用し、糖尿病性腎症の重症化リスクが高い対象者に対し、受診勧奨等を実施するものである。対象者が自らの血糖、血圧、腎機能等の状態を理解し、適切な受診・治療の継続及び生活習慣の改善に取り組めるよう支援することで、糖尿病性腎症の進行及び人工透析への移行を予防するとともに、国民健康保険被保険者の健康保持・増進及び保険者努力支援交付金等の評価指標への寄与を目的とする。

3 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

4 履行場所 上郡町が指定する場所及び対象者の居宅等

5 対象者

町が健診結果及びレセプトデータ等を活用して抽出・決定した、糖尿病性腎症の重症化リスクが高い国民健康保険被保険者を対象とする。

※対象者は20人～25人程度を想定する。ただし、実際の対象者数は、健診結果及びレセプトデータ等による抽出結果により変動する場合がある。

(1) 糖尿病未治療者

町が次の①に該当し、かつ、②～④のうち2項目に該当する者を抽出した上で、レセプトデータの照合等により「糖尿病」の受診歴等を確認し、糖尿病未治療者を抽出する。

- ① 空腹時血糖 126mg/dL 又は随時血糖 200mg/dL 以上又は HbA1c6.5%以上
- ② 尿蛋白（±）以上
- ③ e-GFR 値 60mL/分/1.73 m²未満
- ④ 血圧 130/80mmHg 以上又は対象年度に高血圧症の受診実績がある者

(2) 治療中断者

町がレセプトデータから、過去3年間に糖尿病治療薬の処方歴がある者のうち、直近6か月間に糖尿病治療薬の処方歴又は糖尿病に関する受診歴が確認できない者を抽出する。

6 業務内容

(1) 事前協議及び実施計画書の作成

受託者は、契約締結後、町と協議の上、業務実施計画書（実施体制、スケジュール、連絡体制等）を作成し、町の確認を受けること。

(2) 対象者の抽出等

対象者の抽出及び最終決定は町が行う。受託者は、町から提供された情

報を確認し、対象者ごとの支援内容及び優先順位を整理して町の確認を受けること。

(3) 受診勧奨

対象者に対し、案内通知を送付した上で、保健師、管理栄養士等の専門職が、電話、面談（オンラインを含む）、訪問等のうち、対象者の状況に応じた最適な方法により、必要な検査や治療への動機付けとなる受診勧奨を実施する。

受診勧奨後、医療機関の受診等に結びついたか否かの確認及び必要に応じた再勧奨を実施する。

(4) 医師会との連携

町は、必要に応じて赤穂郡医師会と事業内容、対象者の抽出条件、受診勧奨の方法等について情報共有を行う。

受託者は、町の依頼に基づき、医師会との情報共有に必要な資料作成、会議への出席、その他必要な協力を行うこと。

(5) 記録の作成

対象者ごとの案内状況、支援内容、意向、医療機関への受診開始・再開の状況を確認し、町に報告すること。

7 業務実施体制

受託者は、次の体制を整備すること。

- ・業務責任者を1名配置すること（糖尿病性腎症重症化予防等に関する知識及び経験を有すること）。
- ・保健師を1名以上配置すること（必要に応じて管理栄養士等と連携できる体制を整えること）。
- ・対象者からの相談、苦情及び緊急連絡に対応できる体制を整備すること。
- ・業務従事者に対し、個人情報保護や対象者対応等に関する必要な研修を実施すること。

8 町と受託者の役割分担

項 目	町	受託者
業務実施計画書の作成	協力	○
対象者の抽出・決定	○	協力
案内通知の作成・送付	確認	○
受診勧奨の実施	協力	○
医師会との連携調整	○	協力
記録の作成	確認	○

事業評価（効果検証）	○	○
最終報告書の作成	確認	○

9 個人情報の取扱い

受託者は、個人情報の保護に関する法令、上郡町の条例等を遵守し、目的外利用の禁止、漏えい防止、安全管理措置（持ち出し管理等）を徹底すること。業務終了後は、提供を受けた個人情報を確実に返却、消去又は廃棄すること。

10 再委託

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により町の承諾を得た場合は、この限りではない。

11 業務報告及び成果物

- (1) 実施計画書 契約締結後、町が指定する期日までに提出すること。
- (2) 中間報告書 町と協議して定める期日までに提出すること。
- (3) 最終報告書 令和9年3月31日までに町へ提出すること。

※厚生労働省の事業評価指標に基づく集計・分析結果を最終報告書に含めること。

12 委託料

本業務は定額契約とする。

委託料には、本業務の履行に必要な人件費、交通費、通信費、案内通知の作成・発送費、訪問及び電話支援に係る費用、資料作成費、報告書作成費その他一切の費用を含むものとする。

※想定対象者数（20人～25人）の範囲内における軽微な増減については、契約金額を変更しないものとする。なお、想定人数を大きく逸脱する場合の取り扱いについては、事前に町と受託者が協議して定めるものとする。

13 契約保証金

契約保証金は免除する。

14 事故及び緊急時の対応

受託者は、業務実施中に、事故、苦情、個人情報の漏えい等が生じた場合は、直ちに町へ報告し、町の指示に従うこと。

15 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、町と受託者が協議の上、決定する。